第百十五条の二第一号中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、「怠り」を「せず」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第十五条の三第五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十五条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第二十条の二第五項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十五条の二第四号中「怠り」を「せず」に改める。

第百十六条中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加える。

（とん税法の一部改正）

第四条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「対する処分」の下に「（第八条（理由の提示）を除く。）」を、「不利益処分」の下に「（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第五条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成二十三年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）」を「平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「第二条」の下に「若しくは第八条の二第一項若しくは第三項」を加える。

第七条の五第一項中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、「第二条」の下に「又は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同項各号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「率は」の下に「、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「第二条」の下に「又は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「第二条」の下に「又は第八条の二第一項若しくは第三項」を加え、同条第七項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第八条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という」を「除く」に改め、「（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無税）」を削り、同条第二項中「、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響」を削り、同条第三項中「並びに同項第一号及び第二号」を「及び同項第一号」に改める。

第八条の三の見出しを「（特恵関税等の適用の停止）」に改め、同条第一項中「。次条において同じ」を削る。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四　削除

第八条の六第四項中「に蔵入れ申請等」を「に関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項において「蔵入れ申請等」という。）に、「関税法」を「同法」に改め、「提示」の下に「（課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）に係るものを除く。）」を加える。

別表第一第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号を次のように改める。

二七一〇・一一	軽質油及びその調製品 一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） (一)　揮発油 C　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(二)　灯油 B　その他のもの (1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） (2)　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(三)　軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
二七一〇・一九	その他のもの 一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） (一)　灯油 B　その他のもの (1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。） (2)　その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(二)　軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税
	(三)　重油及び粗油 A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	無税
	(b)　その他のもののうち 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税